

発議案第 15 号

鴨川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
鴨川市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 22 日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 川崎 浩之

鴨川市議会会議規則の一部を改正する規則

鴨川市議会会議規則（平成 17 年鴨川市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 議員の派遣（第 159 条）」を 「第 7 章 協議又は調整を行うための
第 8 章 議員の派遣（第 160 条）
場（第 159 条）」に、「第 8 章」を「第 9 章」に、「第 160 条」を「第 161 条」に改める。

第 8 章中第 160 条を第 161 条とし、同章を第 9 章とする。

第 7 章中第 159 条を第 160 条とし、同章を第 8 章とする。

第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章 協議又は調整を行うための場

第 159 条 法第 100 条第 12 項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 159 条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
議員全員協議会	議案の審査、議会の運営、市政の重要政策等その他議会の活動に関し協議又は調整を行う。	全ての議員	議長
議会広報委員会	鴨川市議会報の編集及び発行、議会ホームページの編集等議会の広報に関し協議又は調整を行う。	議会広報委員会 委員	委員長

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。